

令和元年 11月 27日

総合教育会議 会議録

(令和元年度 第4回総合教育会議)

開会 令和元年 11月 27日 (水) 13時00分
 閉会 令和元年 11月 27日 (水) 14時20分
 場所 西宮市役所本庁舎 4階 442会議室

出席者	西宮市長 石井 登志郎 教育長 重松 司郎 教育委員 前川 豊 教育委員 側垣 一也 教育委員 藤原 唯人	副市長 北田 正広 副市長 田村 比佐雄 政策局長 太田 聖子 教育次長 坂田 和隆 教育次長 大和 一哉		
事務局	職	氏名	職	氏名
	政策局参与	安井 洋一	教育委員会事務局参与	八橋 徹
	政策総括室長	楠本 博紀	教育総括室長	村尾 政義
	政策総括室参事	岡崎 州祐	教育企画課長	吉田 巖一郎
	政策総務課長	安座間 昌三	教育企画課係長	瀧井 佑介
	政策総務課係長	時岡 誠治	教育職員課長	北井 良
	政策総務課副主査	森田 光彦	社会教育部長	上田 幹
	子供支援総括室参事	安福 聡子	学校改革部長	津田 哲司
			学校教育部長	佐々木 理
			学校教育課長	木戸 みどり
傍聴者数	10名			

令和元年度 第4回総合教育会議

日時：令和元年11月27日（水）

於：西宮市役所本庁舎4階

442会議室

開会 13時00分

○事務局 ただいまから、令和元年度第4回目の総合教育会議を開会いたします。

開会に先立ちまして、会議の出席者に関し、委員の皆様にお伺いをいたします。運営要綱第5条第3項、会議は副市長、政策局長、教育次長の出席を求めることができるとの規定に基づき、本会議に副市長、政策局長、教育次長が出席することについて、構成員である委員の皆様にご異議はございませんでしょうか。

○全委員 （異議なし）

○事務局 ありがとうございます。続きまして、会議の傍聴に関して、委員の皆様にお伺いをいたします。地方教育行政法第1条の4第6項では、総合教育会議は公益上の必要があると認められる場合を除き、原則公開と定められております。

本日予定の議題、「教員間のハラスメントについて」外2点は非公開とする公益上の必要が認められないため、本会議を公開することに御異議はありませんでしょうか。

○全委員 （異議なし）

○事務局 ありがとうございます。併せまして、報道関係者の方より写真撮影の申し出がございました。西宮市総合教育会議傍聴要綱第5条第6号におきまして、撮影には市長の許可が必要となっておりますが、許可することとしてよろしいでしょうか。

○石井市長 はい

○事務局 それでは傍聴人の方に入室いただきます。なお、傍聴人が遅れて来られた場合も、随時入室していただくこととしますので御了承ください。

（傍聴人入場）

○事務局 それでは、総合教育会議を始めさせていただきます。

初めに、市長から御挨拶を申し上げます。

○石井市長　ご多用の中、お運びいただきまして、ありがとうございます。

今日は3つの議題であります。もともと3つ目の「教育大綱」の改訂ということの中で、前回させていただいた続編というのがあります。これが本来、私どもの中でもともと今日やらせていただこうと思ったことでもありますが、それに加えて「教員間のハラスメントについて」、そして、「組立体操の今後の方針について」です。

私としては、この2つはそれぞれ教育委員会からそれぞれ報告を受けていたところではありますが、やはり近い自治体において、大変話題になっていることでもありますので、西宮市において、こうして見えるところで、しっかり現状を共有することが必要であろうというようなところで、この「教員間のハラスメントについて」、「組立体操の現状・今後の方針について」を取り上げさせていただいたところでもあります。

こういうことも含めて、忌憚のないご意見を皆さま方にいただければ、ありがたいと思っております。

それでは議題に入らせていただきたいと思います。一番目の議題「教員間のハラスメント」について、資料に基づき、事務局より説明をお願いします。

○事務局　資料1をご覧ください。教員間のハラスメントについてです。神戸市の事案を受けまして、本市における対応を説明いたします。

現時点では、神戸市のような事案は教育委員会への報告というのはいりません。市全体で行った不祥事再発アンケートにおいて、「風通しのよい職場環境になっているか」という項目の質問がありましたが、そこにも具体的な記載はございませんでした。

また、県教育委員会の方が主導で実施しております人事評価の中で、各教職員が校長や教育委員会へ普段感じている学校施設の問題、教員間の問題等、自由に記載ができる「提言シート」という制度がございます。神戸市も同様の制度があるというふ

うに聞いております。

これを回収する制度があり、そこからも、すぐに教育委員会で対応しなければならないという事案はございません。これらの仕組みがあるため、万が一事案が発生した場合でも対応できる体制となっています。

また、児童生徒向けには各学校におきまして、主に学期ごとにアンケートを実施しております。これはいじめをはじめとした学校生活全般に関することですが、ここで体罰やいじめについての状況を把握できる仕組みを取っています。今後、これらの情報を精査しまして、対応が必要な事案があれば、教育委員会としても積極的に対応していきたいと考えております。

また、これまでに本市においても、教職員の非違行為等が発生してきたことを受けまして、今年度、毎月の校長会議にて、教育職員課の方がテーマを絞って、資料を提供して、指導を行ってきております。体罰をはじめとした不祥事の防止について、指導をさせていただいています。

さらに、資料にも付けていますが、県教育委員会は神戸市の事案を非常に重く受け止めておられます。そのことを受けて、教職員の服務規律の確立について、不祥事防止研修資料、チェックリストの活用ということで、全学校園に配布し、職員会議等で適宜活用いただくように指導を行っています。

説明は以上です。

○石井市長　　いわゆるいじめとなると、子どものいじめが多く取り上げられますが、今回は教員間の問題ということに特定をしています。そういった中で、「教員間のハラスメント」という題にしていますけれども、教員間同士のいじめのようなものがないのかというのが、ダイレクトなテーマでもあります。

今のところ、神戸市のような事案の報告はないというようなことであるということです。だから必ず大丈夫というわけではないですけれども、報告はないということです。

このような全容ですけれども、教育長から本件に関していかがでしょう。

○重松教育長　教育委員会のそれぞれの学校に、指導主事がいまして、そこに必ず行って、学校の状況、特に新任の職員のところは見ています。そういう意味で、授業まで入って一応見ているので、何かあれば、学校の雰囲気が何か変だなと思えばそれを感知できますので、もしあるとなれば、教育委員会としても別の対応を図ってきたいと思っています。

学校に1カ月に1回か2回、必ず行っていますので、そういう意味で、何かあれば分かるかなと思っています。

○石井市長　ありがとうございます。現状こういうようのことですけれど、ご意見等ございますか。

○藤原委員　具体的に被害を受けている教員がいらっしゃった場合に、その方が、市教委でも県教委でも良いのですが、相談や報告ができる窓口としてのものはどうですか。

○事務局　まずもって、市としても、県としてもハラスメント防止に向けた取り扱いの指針というものを定めています。その中には、相談者、被害を受けた教員が出て参りましたら、教育委員会の窓口であったり、必要であれば学校長の方への相談があります。もしくは、そこでも話がしづらいということがございましたら、内部公益通報による窓口のご案内をしています。また、電話等で県教育委員会やそういった関係機関への連絡窓口の紹介もさせていただいておりますので、そのあたりで、我々の方もキャッチできるということです。

○藤原委員　今回の近隣市の件は、先にセンシティブな動画が外部に流れてしまうというところが、何よりも問題だと思います。内部的に把握して、調査して、しかるべき処分が行われるという手順が踏まれていたら、あれほど炎上しなかつたらと思います。

ですので、いかに内部でキャッチできる窓口をつくっておくかということだと思います。

います。窓口をつくるだけではなくて、窓口の存在を、職員の皆さんと一緒に、継続的に教員の皆さま方に知らせるといった体制をつくっていくべきだと考えています。

○石井市長 前川委員どうぞ。

○前川委員 西宮市は、教育職員課の方から、各学校宛てに校内のハラスメント防止対策委員会の設置を求めています。ですので、各学校では、これは平成23年ごろから、ちょうど厚労省が、職場におけるいじめがハラスメントの対象であると、初めて定義付けたあたりから校内に委員会を置いています。この委員会というのは、性別、年齢、職種といったものを跨いで、相談しやすい窓口体制を取っています。

この委員会について、職員会議において報告をします。例えば、相談回数は9月の時点で、0件でした。あるいは、年間を通して1件ありました。こういう相談内容でしたということ報告し、校内的にも説明責任を果たすことによって窓口機能は十分発揮できるのではないかと思います。私も学校におりましたので、その経験から少し述べさせていただきました。

○石井市長 ありがとうございます。側垣委員どうぞ。

○側垣委員 仮に、そのハラスメント防止委員会に報告があったときに、そのハラスメントが事実かどうかという調査体制は、臨時的に第三者委員会が設置されるのですか。あるいは、どこかの部署が担当する制度なのでしょうか。

○事務局 そのような相談があった場合には、教育職員課が窓口になります。その上で相談者がハラスメントの調査を希望される場合につきましては、ヒアリング等の調査を実施します。その結果、事実があるのかないのかということは、本庁人事を含めた組織である西宮市ハラスメント対策委員会で調査をかけて、報告致します。その後、人事異動も含めた、処分も含めた動きになる可能性もあります。

○側垣委員 それは外部委員でしょうか。調査委員は市の職員でしょうか。

○事務局 内部の組織ですが、行政も含め拡大した対策委員会です。

○石井市長 若い職員で、もしかしたらそういうことを知らない人もいるかもしれ

ません。そういうことが現場にしっかりと届く良い機会になります。こういうことが大丈夫であることを、私は願うところでありますが、一方で、それを願うあまりに、事案が隠されていたらいけませんので。今後とも、そうした心配の種があるのであれば、早めに、それぞれの職員と教員に寄り添っていけるようにしていただきたいです。そういうかたちで、教育委員会で、向き合っていければと思います。

それでは、続いて2番目の議題「組立体操の今後の方針について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料3をご覧ください。「1 組立体操実施状況」の表は、今年度を含めた実施状況となっており、毎年、県に報告している内容を基に作成しております。令和元年度は「組立体操事故防止のためのガイドライン」を改定しまして、高さは県の通知に沿うこととしております。表の項目②、③にありますように、令和元年度は、タワーやピラミッドの段数を減らしております。項目④の重傷事故とは県の基準で、30日以上の治療を要する傷病のことです。

次に、令和元年度における小学校・中学校とも重傷事故は0件です（※小学校0件、中学校1件の誤り。資料は修正したものを掲載。）。負傷者数は減少傾向で、特に中学校でその様子が顕著だったと考えております。このことは段数を減らしたことにより、中学校の場合は全体的な難易度が低下し、安全指導の徹底や、技の完成度を高めることができたと言えます。

一方、小学校での補助倒立における怪我の発生件数が増加傾向にあることが課題です。補助倒立は、「小学校学習指導要領」によれば、低学年ではマットを使った運動遊びにおいて、壁上がり逆立ちを習得することになっています。3、4年生では、器械運動系のマット運動で壁倒立、5、6年生では補助倒立と、発達段階に応じて習得していくことにしております。このことから教員は子どもの発達段階に応じて、連続性を持った授業づくりが必要と考えております。

そこで、2に示しているように、次年度は幼児期も視野に入れた小学校、中学校、

9年間の体づくり運動のカリキュラム作成の研究を行い、子どもたちが健康な体づくりに関心を持ち、行動できる力を育成するよう、全市で取り組みを進めてまいります。

○石井市長　　ありがとうございます。

今年の春の段階で、組立体操の段を下げるということで、見直していただくことになりました。これもまた、近隣市で大変話題になったところでございます。西宮の市長が何もしていなかったということではなくて、春の前の段階から、こういうようなことについては、意見交換をする中で、本年は教育委員会の方で対応をしていただいたということでございます。

そうした中で今年を迎えたわけですが、事務局からおっしゃっていただいた中で、組立体操の中で補助倒立をやっており、組立体操が仮に無くなっても、学習指導要領の中で組み込まれています。前々回には、子どもの体力というような、本質的な話を議論させていただきました。そうした中で、今回は数字まで示して皆さんにお示ししています。

こうした状況等について、委員の皆様からご意見いただければと思います。

○前川委員　　補助倒立やサボテンは、これまでから事故が多いと学校では認識をしておりました。このところは指導力を向上しないとイケません。

もう一つは、各学校のカリキュラムです。この中でどう位置づけられているかです。体づくり運動の中身は、組みによる運動、組体操、組立体操など、様々な領域があります。これらは学校と教育委員会が最終的に判断をしないとイケないと思っています。

西宮の組立体操は、他市のように、学校が運動会用にばらばらに内容をつくるのではなくて、市内の全体の小中学校、教育委員会が内容をつくっています。一本化しています。その点では教育委員会が責任を持って、危険であるものは除外して、子どもたちに適切な内容を演技させるものであると考えております。サボテン、補助倒立は、系統立った指導を充実させていただければと思っております。

○石井市長 教員の指導力を高めていく、そこに課題があるということでしょうか。

○前川委員 指導力とカリキュラムです。体づくり運動の5、6年生の2年間の中では、力強い運動とか、持久力に関わる運動といったものを2年単位で編成します。この2年間の中で、5年生でサボテンや補助倒立をやっていないのに、6年生でいきなりさせていないか等、各学校と教育委員会が責任を持って把握していかないといけないと思っています。

○石井市長 ありがとうございます。続いて側垣委員お願いします。

○側垣委員 支持倒立で骨折する原因は、倒立がうまくいかなかった際、下りたときに指を骨折するという話を伺いました。普段は靴を履いて練習するけど、運動会や小連体のときは、裸足で行うことも原因のひとつではないかという話がありました。普段練習でしているときにしていないことを、本番でやるには少し無理があると思います。そのあたりの配慮も必要なのではないかと思いますが、指導力と指導方法も必要と思いました。

最後の項目に、幼児期の体の発達に応じた運動や体力づくりということについてありますが、幼児の中で一番大事なのは、遊びです。普段の体育のカリキュラムに則ったものでなく、遊びの中での危険を回避する方法や体の動かし方、バランス、体幹を鍛えるといったことが幼児期から必要で、そういう遊びが足りない、遊びの場が少ない、公園に遊びに行っても周辺から苦情が出たりしますので、そのような環境づくりということからも考えていかないといけないと思います。

○石井市長 ありがとうございます。藤原委員お願いします。

○藤原委員 今年、骨折が小学校で8件、中学校で1件ですが、これはどのようなシチュエーションで起こったのか、お手元にデータがありますか。

○事務局 骨折の中で3件が骨折、5件で不全骨折、ひびということで、報告を受けています。補助倒立とサボテンの種目の中で起こっているということで聞いています。

補助倒立は、先ほど委員からもお話がありましたように、やはり着地のときに、そのまま直接足の指が地面に着くことによって、その衝撃で骨折に至っております。

それから、サボテンの場合は、上に乗っている者が降りるときに、うまく降りられなくて、同じように、足、あるいはそのときに地面に腕をぶつけて、骨折に至っております。

中学校の1件は、5人組ほどで組んでいく種目において、その中で崩すときにタイミングが合わせるができなかったということで、一人の子が崩したときの衝撃を受けているという状況です。

○藤原委員　中学校の1件というのが、5人で組んでというのがピンとこないのですが、小学校の8件というのは、先ほど市長がおっしゃったように、補助倒立、サボテンは学習指導要領にはないのですけれども、結局、組立体操ではなくても起こり得る事故なのかなと思います。

組立体操悪玉論みたいな、組立体操と名の付くものは駄目だという風潮がある中で、そこは冷静な議論をしたいと思います。学習指導要領に則ったことをやっても起こる事故であれば、そこはきちんと整理して、今後も組立体操を続けるのであれば、学習指導要領で求められるようなことをきちんとできるようになりました、それを保護者なりに披露する機会と捉えて実施するべきかなと考えます。

私は、小連体と中連体の競技を全部拝見したのですけれども、私の印象では、小学校6年生が一番難しいことをしているという印象です。中学校3年より小学校6年の方が、ピラミッドの段数こそ少ないのですが、チアリーディングの後ろに倒れるような、大学のチアリーダー部がやっているような内容のことをやっています。見応えはあるのですけれども、見応えとか見栄えよりは、きちんと6年生として、これはできるようになっておくべきだと、求められることが確実にできるようになったことの披露の場と趣旨を捉えて、取り組んでいくべきだと考えます。

○石井市長　ありがとうございます。

件数についてはどう評価をしたら良いのかというところで、そもそも1件でも事故が発生することは望ましくないという見方もありますし、数が減ったから良いという見方もあるでしょうし、減ったから良いという問題なのだろうかということもあつたり、私自身、現状をどう評価すればいいのか分からないというところです。

1件もあってはいけないということが理想ではありますけども、学校でマラソンをしていて転び、膝をすりむくといったことは日常的に起こり得ることでしょうし。

そういう意味では現場のご経験も長い前川委員にお聞きできればと思うんですけど。

○前川委員　　していい怪我というのではないのですけれども、させたらいけない怪我の種類があると思うのです。

例えば倒立は、腰の位置が上がらないと足は上がりません。ところが、足だけ上げようとする、腰は上がっていないのに足だけ無理に跳ね上げる。そうすると補助倒立のつかみ手がかめない。片手だけで無理やりつかんで、その手が重さに耐えきれないから、ぽんと離してしまう。指導の順序でいうと、壁に向かって腰を上げて、そして、下ろせるということです。足が上がるというのは、そこから先の話です。腰が倒立姿勢、逆さ姿勢が保てる、腰を上げて。この指導が何年生のどの教材で行われたか。その子たちが補助倒立をしているとか、この説明がなくて、やるべきは補助倒立で、訓練体操の内容にあるので、補助倒立を皆にさせるのです。ましてや、裸足でさせた。だから、普通なら起こり得ない、足の甲のこっち側から落ちるのですよ。そういう経験をしていない子は。お尻が上がったら、そこから足を伸ばせたら倒立なのです。

そのような指導の順序と、子どもの発達運動能力を高める、その系統性、専門性をしっかりと学校が持っていること。それが信頼される学校教育につながると思っていますので、それができていなかったら、これはさせてはいけない怪我です。私の中では、そこが境目ですね。

○石井市長　なるほど。副市長いかがですか。

○北田副市長　先ほど藤原委員が言われた、ちょっとナーバスになり過ぎているのではなかろうかと。確かに報道で神戸市の組立体操が取り上げられて、教育委員会と対決しているような、若干過熱報道があったのかなと私は思っているんですけど。

全ての怪我を無くすということは、不可能に近いのだらうと思うのですね。例えば、指を切ったら駄目だから、ハサミを持たせないということがありますが、そういうのは本末転倒で、多少自分の体の中に無理な運動がかかっても、きちんと制御できるような、コントロールできることを身に付けてもらうというのが、本来の姿だと思います。あまりに、全ての軽い怪我でも絶対に駄目だということは、あまり言うべきではないというのが、私の考えです。ですから、学習指導要領でどこまで行うかの技術的な面は私にもよく分かりませんが、段数を減らしたことがあって、重傷事故が今年度はゼロになっているというのは、一定評価すべきだと思います。

一番教育関係者が最も困ることは、後遺症が残るような事故を起こしてしまうことだと思いますが、重傷事故が起こっていないということは、一定評価すべきことかと思っています。

先ほど側垣委員も言われましたけど、学校だけではない、普段の生活の中で、体を動かす場の環境づくりをすることも、市全体でやるべきことだと思っています。そういうことが相乗効果を招いて、うまく体をコントロールできる指導をしていただければ、ますます良くなると思っています。

○田村副市長　数が減ったのは良かったと思いますが、その中身をきちんと分析していただいた上で、今後に活かしていただきたいと思っています。

○石井市長　気にされている親御さんや子どももいらっしゃるだろうし、気にしていただいている世論もあります。一方で、体もしっかり育てていかななくてはいけないという中で、教育長には重い任務を担っていただいているわけですが、いかがでしょうか。

○重松教育長　西宮の大きな特徴は、最終的に甲子園球場で小学校も中学校も、小連体、中連体をやることです。体育大会の時にもやっていますが、最終的にそこを目指すという形になります。

そういう意味では小学校6年生から中学校3年生までずっと続いていってมาすので、小学校6年生のときに事故はありますが、それ以後中学3年生までとずっと減っていているわけだす。それを考えると、この運動をするまでの基礎の部分がかかなり不足しているのではないかなと思ひます。

ですから、先ほどあった、補助倒立の問題は、学習指導要領の中できちんとやらなければいけません。しかし、その部分ができているというかたちになってくるかなと思ひます。そういうものが、すごく気になります。

もう一つ、人間起こしというのが載っていますが、これはちょっと今、ピラミッドとタワーの次に問題になっています。要するに子どもたちが後ろに倒れて、また、立ち上がってくるというものですが、そのときに支えきれないので、後ろに倒れてしまうというのがあるので、これがちょっと今後、この演技については、考えていかなければいけないのではないかなと思ひています。

先ほど藤原委員からありましたように、見栄えだけではなくて、きちんと日頃やっている運動の中でできたものを、きちんと体现することが大事だと思ひます。その中で、子どもたちの成長を見てもらえるというのも大切なことだと思ひています。

本来、この小連体と中連体の意味は、小学校、中学校のそれぞれの学年、または全体が集まって、甲子園で演技をすることによって、お互いの連携を取ることだす。要するに、西宮っ子としてこういうのだということが本来の目的なので、その中でこういう体育演技をしたりとか、リレーをしたりとかやっていますので、そういう意味では、大きな意義があります。その中身については今後十分検討をしていきたいと思ひます。

令和2年度からは、幼児期も視野に入れた小中学校9年間を通した体づくりを行

っていきます。その中で、きちんとした体系化した、事故が起こらないというか、要するに子どもたちがきちんと体力が付けられるようなものを作っていけば良いのかなと思います。

ただ、学校生活におけるちょっとした怪我は、数にしたら何千件とあります。ある学校では、1年間で怪我は2千件とか言っていましたので、保健室には1日に何十人が来ているという話を聞きました。

それだけ、子どもたちの体力が落ちており、遊びの場がなくなってきているという背景があります。今後、子どもたちが運動をすとかいうよりも、何かのときにきちんと対応できるようなものを身に付けていく必要があるのかなというようにことを思いました。

○石井市長　　こういう現状の中、慮りながら、一方で今後はこれまでの方針を大きく変えるわけではなく、しっかりと注意をし、そして子どもたちの体力を付けていくということに意識をして、来年以降向かっていくという方針かと存じます。こうした会議で議論をして、いろいろ聞いていただいていることも大変意義があると思いますので、2つ目の議題としては締めくくりたいと思います。

それでは最後の議題「西宮市教育大綱の改定について」事務局から説明をお願いします。

○事務局　　資料4をご覧ください。前回の会議でご発言いただきました提案やご意見をまとめております。

まず、市長から教育大綱の改定の提案等につきまして、ご発言をいただきました。1つ目の「・」は、現大綱について、「表現を修正する方がよいと思うところがある」という意見がありました。2つ目の「・」、「シチズンシップの醸成については、新たに明記しておきたい」というご発言がありました。5つ目の「・」、「取り組みを進めて、コミュニティスクールについても加えたい」というご発言がありました。6つ目の「・」、「大変厳しい立場にいる子どもたちへの言及もすべき」とのご発言

がありました。

続いて、教育長から現行の教育大綱に対する考え等をご発言いただきました。主なものをご紹介しますと、1つ目の「・」、「人生100年時代を迎えようとしている中、リカレント教育なども大切になってくる」。2つ目の「・」、「社会に開かれた教育課程の実現を目指すため、地域の人材や資源、社会教育との連携が必要」。3つ目の「・」、「学習指導要領の根底には、子どもたちに生きる力を付けるという目的がある。知識基盤社会を生きていくには、『知・徳・体』のバランスが取れた生きる力を付ける必要がある」。4つ目の「・」、「現行の教育大綱において、生きる力は『西宮の子どもたちへ』でおおむね網羅されているが、不足している部分を補うかたちが良い。併せて『西宮の大人たちへ』を若干修正すればよい。また時代に合わせて、説明の部分を修正する必要がある」とのご提案をいただいております。

2ページ目の上段は、先ほどの教育長のご発言の続きでございまして、『知・徳・体』という観点から、教育大綱の改定の方向について述べていただいているところでございます。内容は割愛させていただきます。

下段の現大綱の評価についてです。1つ目の「・」にありますように、この現大綱につきましては、「西宮の子どもたち、大人たちというかたちが分かりやすく面白い」というのが、多くの委員の皆さまのご認識かと思えます。他には、下から3つ目の「・」、「現大綱の対象は、ある程度自分で判断できるぐらいの子どもを想定しているのかなと思う」というご意見がございました。その下、「子どもたちへ、大人たちへと書かれている内容につきましては、養育の目標でもあり、養育の中に教育があるというイメージを持ってもらえるような整備が必要では」というご意見もございました。

3ページ目、事業や取り組みの記述についてですが、ここは本日主にご議論いただきたいところでございますので、後ほど説明をさせていただきます。

次の改定に当たって必要な視点でございます。1つ目の「・」、「乳児期からの

子どもの育ちについて思春期やその後の成長につながるのか、目安を持つ必要性がある」。2つ目の「・」、「家庭の責任や保護者に対する環境の整備についての視点が必要ではないか」。4つ目の「・」、「子どもが市民としていきいきと生活できるような環境づくり」。その次では、「他者との協働や関係者の対話の在り方が重要」というお話がありました。その次の「・」は、「自分とは異なる考え方を許容できる市民の視点なども大事だ」、このようなご意見を頂いたところでございます。一番下の段につきましては、他計画との関係です。主に総合計画との関係についてご意見を頂きました。

4 ページ目では教育現場への周知や改定の方向性、その他についてのご意見を頂きました。こちらについては、また中身をご覧いただければと思います。

5 ページ目も前回の会議の具体的な内容でございます。改定の方向性は前回この資料でご了承いただいたと思っておりますが、確認のため再度ご説明をさせていただきます。

下段の教育大綱改定の、方向性の3つ目の「○」、改定の方向性としては、現大綱の良いところを生かしつつ、この内容に厚みを持たせる方向で改定を行うということの基本を進めたいと思います。その上の「○」、一点鎖線の囲みがあるところです。新たな課題や取り組みなどにつきましては、そこから矢印を引いていますところ、右側ですと、シチズンシップの醸成、あるいは新しい時代への対応があります。左側ですと、『知・徳・体』をバランスよく育むことの明確化、乳児期から青年期までの学びと育ちへの経過の明確化などが新たな課題として挙げられます。これらについて、新しい教育大綱への反映を検討します。

本日主にご意見を頂きたい箇所は、6 ページ目からです。1つ目の「○」のところでございますが、前回の総合教育会議で「他市の教育大綱では教育環境のハード整備のことを記述しているものもあると。本市でもその部分にはかなりの投資をしているが、現大綱は言及がないと。書き込むか否かについてはいったん議論しておくべ

き」というご意見がございました。「乳幼児期の育ちの部分やリカレント教育、生涯学習などにウイングを広げるかどうか、いったん議論しておくべき」とのご意見を頂いております。

本日はこれらのご意見等を踏まえまして、改定後の大綱に事業や取り組みに関する記述を加えるかどうかご議論いただき、改定後の大綱のアウトラインを決めていただきたいと考えております。

下段のポンチ絵で、左側に教育大綱という囲みの中がございます。現大綱がハード整備や生涯学習に言及していないのは、その形式や対象のセッティングのところが大きいのではということで整理をしたものです。

1つ目、一番上の、網掛けの四角のところは、対象を小中学生として策定したとと、「西宮の大人たちへ」ということで、子どもの育ちを支援する内容で、大人たちへというところはまとめられています。これらのことから、矢印の右側にあるように「大人について教育を受ける対象として捉えておらず、生涯学習やリカレント教育について言及がない原因の一つになっているのではないか」となっております。

2つ目の網掛けのところ、子どもと大人へ呼び掛ける形式を採用したということです。課題の欄でございますが、行政計画でよく記述されているような計画期間中に取り組むハード整備やソフト事業への言及がなく、結果として事業を定めている総合計画との関連性が分かりにくい原因の一つになっていると考えております。

3つ目の網掛けのところ、この項目は、上の二つと異なった内容になっています。「西宮の子どもたちへ」という呼び掛け方式にしたことについてです。地域には様々な状態の子どもがいますが、現大綱は「子ども」というくくりで扱っており、支援が必要な子ども等、多様なニーズに対応した教育の機会の提供等についての言及がない原因のひとつになっているのではないかと考えています。このように3点整理をさせていただきました。

7ページは、現大綱が言及している範囲をイメージ図にしたものでございます。

左下から右上にかけて、学校、子どもの育ちとなっています。真ん中からやや左の上側は、教育大綱の範囲を色の濃い網掛けで示しております。小・中・高辺りの学校と、家庭・地域のインフォーマルな取り組みの一部をカバーしているというイメージでございまして、右下に設けました市の事業・取り組み、ここには言及がないというイメージで表したものでございます。

8 ページは 6 ページで示しました課題の検討でございます。先ほど整理しました課題について、ご議論いただきます材料として、それぞれ 2 点ずつ考えを示してみました。

「1 生涯学習やリカレント教育」につきましては、1 つ目の「○」、現大綱は教育・子ども施策の礎として、子どもがどう育ってほしいかを中心に据え策定されていることから、この考え方を踏襲し、生涯学習やリカレント教育について、記述しないことも考えられると思っております。一方、2 つ目の「○」、人生100年時代が現実のものとなろうとしていることを踏まえ、生涯学習やリカレント教育について言及することも考えられると思っております。

次に「2 ハード整備やソフト事業など市の取り組み」についてです。1 つ目の「○」、現大綱の市民に呼び掛ける形式としての分かりやすさを重視しまして、この形式を引き続き用いることを前提に、市の取り組みを記述しないことも考えられるのではないかと考えております。一方、2 つ目の「○」、多額の予算を執行していることを踏まえ、市の取り組み等、新たな項目を設け、主な取り組みを記述する。または折衷案として、教育大綱と市の取り組みが書かれた「教育振興基本計画」との関係性を明確にするための記述が必要ではないかと考えております。

「3 支援が必要な子供など多様なニーズに対応した教育機会の提供等について」です。1 つ目の「○」は、現大綱は支援が必要な子どもの排除や、多様性を認めない内容ではないので、引き続き記述しないことも考えられるのではないかとということです。一方、2 つ目の「○」、市の姿勢として、様々な状態の子どもたちの豊かな

生活の実現を支援することを明確にするため、支援が必要な子ども等、多様なニーズに対応した教育機会の提供等についての記述を加えるという考え方もあると思っております。

改定後の教育大綱のアウトラインについてご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○石井市長　教育大綱そのものは、私が市長に就任した際には、いまあるものをベースに、基本的に是としていました。

一方で、私も市長就任から1年半以上経ちました。大綱は4、5年に1回は見直しても良いという文科省からの通達もありますので、今の教育大綱を肉厚にしていくかたちで整理をし、前回の会議では皆さんから、そういうことでよろしいのではないかと意見を頂いたところです。

そうした中で、今日は最後の方向性と記述の検討などについて、より見えるかたちで議論していきたいと思えます。

○前川委員　石井市長が今年度の市政方針の中で、市民の参画を、柱として述べておられます。このことは学校教育とずいぶん重なりがあるので、これからの新しい西宮の教育全体、家庭教育、学校教育、社会教育、全てを含めた、生涯にわたる学びの中で、西宮市で学んだ人や住んだ人たちが、市民性をしっかり熟成させていただき、そのような豊かな暮らしとよりよい社会づくりに力を発揮してほしいというところは、大きな柱になると思っております。

というのは、「教育基本法」の第2条には目標が掲げられています。この目標の中に、社会形成への参画という、その力を付けるということがあります。だから、学校教育も「教育基本法」の下では、社会形成に参画する人づくりの一環を担うのです。

生涯にわたる学びの中で、生涯学習は理念です。この理念の実現のために、家庭学習、学校教育、社会教育があります。私は一つの車輪として、この教育大綱が大きなところから、市民性の醸成やシチズンシップについて、市長が思われているところ

を大きく取り上げれば、市民にもアピールができて良いと思います。

○石井市長　ありがとうございます。続いて側垣委員お願いします。

○側垣委員　特に前回で申し上げたのは、子どもの育ちの中で、乳幼児期から健やかに育つためにどうしたら良いのか、大人の責任ということについて関連して、お話をさせていただきました。この課題の検討についての3番、下の項目はぜひ加えて考えていきたいと思っています。

一つ、子どもたちが育っていくということからしますと、養育の中にも教育があるということからすると、例えばちょっと幅が広がりすぎかもしれませんが、この7ページの一冊左下の段「人格形成の基礎を培う時期」、この図の中に幼稚園・保育所・認定こども園とありますけれど、教育ということからいうと、リカレント教育と関連して、例えば妊産婦の時期から、子どもの人格形成が始まっているわけです。健やかな妊産婦の成長、育ちというか、そういうものが、健やかな子供たちを出産することへとつながるとということからすると、その点についてもサポートできる段階まで、私としては広げられないかなと思います。

子どもたちが胎児の段階から、社会的に自立するところまで、あるいはその子どもたちが新しく、また親になる時期まで、私たちが責任を持つ必要があると思います。教育大綱という名前ですが、その中に、このような概念が含まれるべきだと思います。その理念の中の、このような考え方を、どのようなかたちで書くかというのは別ですが、含まれるような議論を進めていけたらと思います。

○石井市長　ありがとうございます。続いて藤原委員お願いします。

○藤原委員　今回の大きな枠組みに、大人たち、子どもたち、呼び掛け形式を踏襲するということの中で、市長がおっしゃった一番の目的は、一言で言えば、シチズンシップの醸成だと思います。シチズンシップを掲げるからには、大人たちへという項目になると理解します。

現代の教育大綱における大人たちへの項目は、「子どもたちへは、こういう姿勢

を持とう」だとか「こう接しよう」と、対子どもに対してのあるべき論を、大人たちに求めている内容が中心になるのかなと思います。それが、「大人たちよ、あなたはこうあるべきだ」、「シチズンシップを醸成された大人というのは、こういう大人たちだ、こういう大人たろう」というかたちでまとめていくべきなのかなと思います。

このような考え方がリカレント教育や人生100年時代の生涯学習にもつながっていくと思います。西宮の大人たちがより豊かな人生を送ることにつながる。そういう姿、何歳になっても学び続ける姿を見せるということが、子どもたちの教育にもつながると考えます。

シチズンシップが醸成された大人の具体的なイメージを持てるように、言語化されると良いのかなと思います。

○石井市長　　もう少しかみ砕いた日本語の方が良いのかもしれないね。

続いて副市長、局長、次長とご意見伺いたいと思います。

○北田副市長　　前回の会議で、どこまで幅を広げるべきなのかという問題提起をさせていただきましたので、改めて所見を述べさせていただきます。

7ページのイメージ図で、守備範囲を分かりやすく表示していただいたように、やっぱりいま特に学校教育を受けている子どもたちに対して、こうしてほしいなというところが強く出ているというところだと思います。それはそれで意義があると思います。ただし、少し幅が狭過ぎないかなという元々の感覚がありましたので、少し周辺状況みたいなものを書き加えるべきではと思っていました。

ただ、呼び掛け形式を踏襲することは、皆さんの共通認識であろうと思います。そうであるならば、全てを呼び掛け形式で全部言えるものなのかどうかと分析すると、そうでもないだろうと思っています。そういう意味では、呼び掛け形式に相当するようなものは、ある程度厳選して、多少幅が狭くても構わないかと思っています。

呼び掛け形式以外に書き込める、何か周辺状況を書ける記述のスペースがあって、その中に学校教育のハードの環境やリカレント教育を書くようなところがあれば、加

えていくということで呼び掛け形式に入れなくても、そういうことを市が考えているということが分かれば、それはそれで意味が一つ達成できるのではないかと考えています。

今たまたま二者択一で、入れるか入れないかの提案をさせていただいていますが、呼び掛けのところはコアなところだけ書いていただいて、残りの周辺状況は別のところで書き加えるという、テクニカルな手法を含めて、考えていただければと思います。

○田村副市長 私としては、できれば呼びかけ方式を続けて行きたいと思っています。ただ、そうなるを書けない項目が出てくるのは承知しています。特にこの2番、市が行っている事業、ハード事業は、書く必要が無いと思います。今の教育大綱の中にも、環境を整えることといった方向性が示されているので、その中で、それに基づいて市が何をやっていくかというだけの話ですので、あえて書く必要がないかなと思っています。

教育大綱は教育振興基本計画とは違うと思っており、必ずしも網羅的にする必要はないと思うのです。ただ、1番と3番は2番とは違うかなと思っておりまして、生涯学習、リカレント教育は、この表現方法の中で書ければという思いはあります。3は、1つめの「○」のように、いけているのではないかという思いもありますが、これもできれば表現の仕方で、書き加えられたら良いと思っています。

○太田局長 呼び掛けスタイルは、非常に西宮の独特なスタイルで、分かりやすいかたちになっていると思いますので、踏襲した方がいいのかなと考えています。

ハード整備の記述については、呼びかける対象のメインが誰なのかということで、市がメインになるのであれば、そういった市の取り組みとして、ハードの整備というのもしっかり書き込む必要はあるだろうとは思っています。ただ、これを全般的に見てみますと、市ももちろん対象ですが、保護者や地域とか、そういった市以外の方も主体になっているということを考えると、あまり、市がハードの整備をどうしていくのだから、具体的なものを書き込む必要はないのかなと思っています。

1 番の「生涯学習やリカレント教育について」ですが、新たな項目として、シチズンシップを打ち出すということになると、先ほど藤原委員が言われたように、大人たちはどうあるべきかという部分も必要になってくるのかなと思います。

地域を良くしたいという気持ちと、そのための取組内容の記載は、少しあった方がいいのかなと思います。ただ、すごく対象を広げてしまうと焦点がぼやけてしまうので、メインは、小中学校の子どもたちに対するもので、シチズンシップという観点から少し、どういった大人になるべきなのかというところも、少し加えていただきたいです。少しその辺は濃淡を付けて考えたらいいのではないかなと思います。

3 つ目の「支援が必要な子供など多様なニーズに対応した教育機会の提供等について」は、今のところ具体的に書いていないのですが、多様性を認め合うということが必要だなと思いますので、できればそういうニュアンスを少し入れ込んだ方が良く考えています。

○大和次長 基本的には皆さまがおっしゃっているように、これまでの形式とか内容を踏まえて、時代とともに変わってきたことや、現在の首長の意向を入れたかたちで、修正していくということを考えています。

側垣委員がおっしゃったお腹の中にいる赤ちゃんの時代から、教育、子育てが始まっているということであるとか、ここに描かれている大人は、藤原委員の指摘にあったように、子どもに対峙した一人の大人の資質的部分を述べていますので、それらの子ども、それらの大人を、西宮のまちの中で実際に実現していくためには、西宮のまちという教育環境をどうしていくべきかと。そこに西宮市民が参画して、このようなまちづくりをしていきたいと思いますというように、加え方ができれば、構造的には整っていくのではないかと考えております。

具体的に書けば書くほど、これが書けて、これが書けていないという議論は出てきますので、ある程度は網羅的な内容になると思います。事務局から提案いただいているようなラインに沿って、今の教育大綱を肉付けしていく。そして、今の市長の

教育施策、教育に対する願いを盛り込むようなかたちで整えることができればと思います。

○坂田次長　　まず全体として、教育大綱が持っている、いわゆる学校教育を受ける子どもたちに対する語り掛けという独特なスタイルは、生かした方が良いと思っています。そういった中で、3番の「支援が必要な子供など多様なニーズ」の部分についての記述は、より丁寧に書き加えていきたいと思っていますし、これは今の形式の中でも盛り込んでいけると思います。

この形式を大事にするということも含めて、教育に関する部分をまとめる方がいいのかなということからすると、2番のハード整備のところまで手を広げてしまうと、少し散漫になるような感じもしますので、皆様のご意見のとおり、2番については、あえて記述しなくてもいいのかなと思っています。

1番の生涯学習は、視点が俯瞰的に大きくなります。それをするかどうかという話になりますが、いま、生涯にわたって学習・教育を進めていこうとしているときには、そういうかたちにした方がよいと思います。

そうなってくると、今の子どもたちに語り掛けるところと、どう全体としてバランスを取るかというところになると思うので、少し、ここのところはテクニク的なことが必要になると思いますが、書き方を変えるとかということも含めて、1番の生涯学習については、入れる方向で検討してはどうかと私は思っています。

○石井市長　　色々のご意見いただきましたが、呼び掛け形式というオリジナリティがあるものを、そのまま採用するならば、あまり広げ過ぎて、網羅的になるとぼやっとしてしまうのかなという感じですね。

併せて、関連する計画もありますので、そういうものとのバランスを取りながら、皆様のご意見をうまいかたちでまとめられたらと思います。

皆様からのご意見を受けて、教育長からもご意見をいただきたいと思っています。

○重松教育長　　本文というより、教育大綱策定について述べてある前段の部分に、

シチズンシップだとか、リカレント教育のように、幼児から社会人のところぐらいまでが対象ということを示せば良いのかなと思います。そのために、西宮ではこういう子どもを育てますということを行うことができれば、本文のところについては、不足の部分を補うだけで構わないかと思います。

ただ、周りの状況は大きく変わっていますので、そのような部分についても、前段部分でかなり書き込んでおく必要があると思います。ただ、文章が長くなると分かりにくいので、表なども使用しながら考え方を示して、本文のところでは西宮としては、こんな子どもを育てましょうということについて、今ある部分の不足の部分を入れておいて大綱をつくるのが、一番良いと私は思っています。

ただ、イギリスのシチズンシップ教育も、シチズンシップ教育に行くまでに、小学校や中学校の間、特に小学校ではソーシャルスキルを身につけることに取り組んでいます。要するにコミュニティや人と人との関係が備わっていないと、シチズンシップの醸成は出来ませんので、そのために自分の意見を発言したり相手の意見を聞いたという訓練をしっかり行って、次のシチズンシップへつながっていくということです。

ですから、実際に行われているシチズンシップ教育は、イギリスの場合ですと、パブリックスクールで実施しています。そういう意味での体系もいるのかなと思います。ただ、そこまで書き込むとなかなか難しいので。要するに小さいときから、こういう子どもたちを育てることによって、今度は大人になったときに、地域を支えることになります。今は、地域と家庭をいかに支えるかが大きな課題です。そうしないと、教育の始まりは家庭から始まるといわれていますので、その家庭をどう支えるかというのをやっていかないとなかなか難しいかなと思います。基礎、基本については学校教育が中心になってやっていかないといけないのですが、社会に開かれた学校と今言われていますので、それをどのようにして地域で実践するかを考える必要があります。そのことが一番シチズンシップに繋がっていくと思います。

ですから先ほど言ったように、前段の部分をかなり記載して、本文は、足りないものを補ってあげるというかたちにして、書き方も今のままで良いと思います。ただし、先ほどもあった、大人の部分はもう少し付け加える必要があるかなと思います。

○石井市長 お話を聞く中で考えたのは、他の計画との絡みの中で、広い意味での構えは、小さなころから学校教育の後まで目指すけれども、メインは学校教育、小中高校生のところをメインにしていくと。

一方でシチズンシップというような社会との関わりの中で、それは子どもに対する、ソーシャルスキルをしっかりと身に付けるということと、そして、大人の方は、その範となるような大人として、それぞれ社会に参画していただき、その背中を見せてもらう、子どもに対してそういうふうに見せるという、そういうような書き方になるのかなと思うところです。

2つ目の方は、どちらかというと、上段の方になると思います。ハードは大切ですが、基本的に教育大綱の中で構えとして大きく書くということなく、今の形式を順守するかたちかなと思われまます。

そうした中で3つ目のところに関しては、どちらかというと、下の方に皆さんのご意見が寄っていると思いますので。これに関しては、語り掛けの部分になるのか、語り掛けの部分であれば、大人の部分になるのか、もしくは前文、後文というような別枠のところになるのか分かりませんが、何らかの言及というかたちで、そうした慮りを入れることになると思います。

このような方向で作っていただけるかなと思いますがいかがでしょうか。

○事務局 ご意見を踏まえて検討いたします。

○石井市長 教育行政に対する大きな憲法にあたるようなものなので、その姿勢を市民に対して示すようなものでもありますので、誰への呼び掛けかということをおっしゃっていただいた方がいらっしゃいましたが、焦点がぼけないようにしながら、より良いものに厚みを持たせていきたいと思います。

これまでのところで本件に関して追加のご意見等はございますか。

では、こちらの議題についても大方皆様とお話できたと思いますので、3つ目の議題についても締めくくりたいと思います。

それでは最後に重松教育長から一言御挨拶をいただきたいと思います。

○重松教育長　　中身は多岐にわたりましたが、様々な意見をいただきました。今後、教育委員会として、これを踏まえてどのように対応していくかの方向性を見出せましたので、今後も市長部局と協議しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○石井市長　　長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉会　　14時20分